

# インクルージョンに基づく放課後児童クラブにおける 発達障害児等の支援に関する一考察

齋 藤 遼太郎\*

## 1. 問題と目的

放課後児童健全育成事業とは、児童福祉法第6条の3第2項2において、「小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」と定められており、1997年の児童福祉法改正により法制化された放課後児童クラブや学童保育とも呼ばれる事業である（以下放課後児童クラブと表記する）。また、子どもの育ちと子育てを社会全体で支え、支援の質と量を拡充する目的で2012年に制定された「子ども・子育て支援法」において放課後児童クラブは、「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけられ、地域の子育てにおける重要な拠点の一つとなった。

放課後児童クラブの歴史的展開としては、1950年代頃に働きながらの子育ての実現のために独自の運動としてスタートしたのがその起源であると考えられている（川又，2012）。その後、1963年に厚労省（現厚生労働省）は放課後留守宅の子どもを対象とする学童保育補助事業を開始し、1976年には都市児童健全育成事業として予算化された。そして1997年に法制化された。

放課後児童クラブの法制化と同時に障害児の放課後活動の必要性もまた求められるようになった（泉・小池・八重樫，2005）。障害児は、その障害特性によっては、常に目を離せないといった児もいる。そうした障害児の子育てにおいて、学校からの下校後や夏休み等の長期休暇は、保護者にとって精神的にも肉体的にも多大な負担となる。そのため、障害児のための学童保育の実施が保護者を中心に古くから求められていた（藤本・津止，1988）。また、障害児が放課後児童クラブを活用することについて、小学校等での友達とかかわる時間をもてることが保護者及び本人により求められている（三好，2009；宋・伊藤・渡邊，2004）。さらに、地域内の障害児に対する発達を保障するための施設という観点で、各地域では障害児の放課後児童クラブへの受入れを促進している場所もある（泉・小池・八重樫，2005）。そのような中、2004年に制定された「発達障害者支援法」第9条において、「市町村は、放課後児童健全育成事業について発達障害児の利用の機会を図るため、適切な配慮をするものとする」と明記され、通常学級に多く在籍する発達障害児等の放課後児童クラブの利用の促進が盛り込まれた。発達障害者支援法に放課後児童クラブについての文言が盛り込まれた背景には、障害児の放課後児童クラブへの受入れが年々着実に増加してお

---

\* 文学部講師

り、今後も発達障害児を含めた障害児の適切な受入れを促す狙いがあった。

このように、放課後児童クラブにおける障害児のニーズがますます高まっているが、研究ベースで俯瞰した際、放課後児童クラブにおける障害児への接し方や支援について網羅的に整理した論文はほとんど見当たらない。

本稿では放課後児童クラブにおける発達障害等のある子どもの支援について、これまでに公刊された論文や厚生労働省のデータなどを概観し、整理を行う。そして現状と課題について明らかにし、今後放課後児童クラブにおいて行うべき支援の方向性について検討する。

## 2. 放課後児童クラブにおける発達障害等のある子どもの現状

本章では、放課後児童クラブにおける発達障害等のある子どもの現状について概観する。

図1は厚生労働省が毎年公表している平成15年から令和2年までの障害児の受け入れ放課後児童クラブ数及び障害児数の年別データである。図よりクラブ数と障害児数のどちらにおいても年々増加傾向にあることが分かる。また、各データの最初の収集年と比較して令和2年では、クラブ数は3.7倍、障害児数は5倍となっている。また、障害児を受け入れている放課後児童クラブにおける障害児の受け入れ人数については、令和2年において、1人が34.1%、2人が22.0%、3人が15.3%、4人が9.5%、5人以上が19.1%であった。このことから各放課後児童クラブで2人以上の障害児が在籍している可能性が高いことが示されている。こうした増加傾向の背景には、近年の共働き家庭の増加や女性の社会進出などがあると指摘されている（岡崎，2019）。

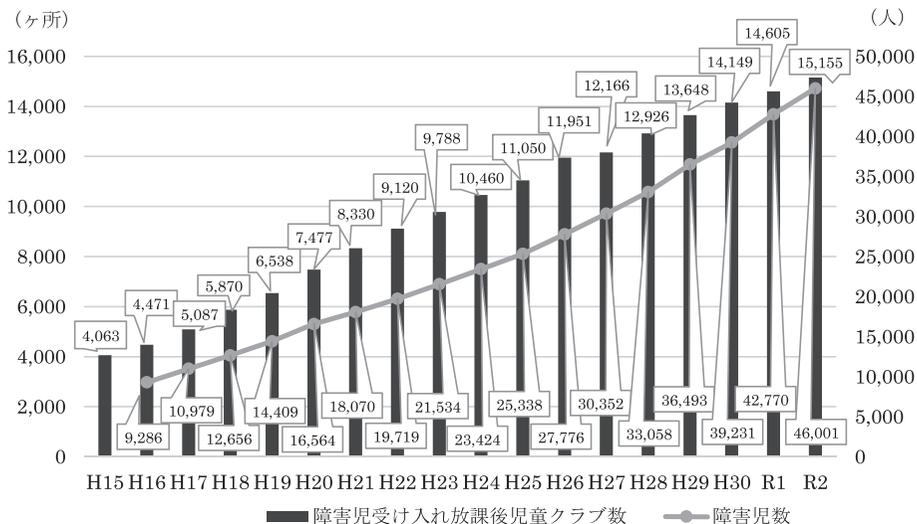


図1 障害児受け入れ放課後児童クラブ数及び障害児数の年別データ

このように障害のある子どもの入所が増加している中、それに応じるように障害児を受け入れる場合は、国から補助金が支給される仕組みになっている。2001年には障害児受入

れの促進のため「障害児受入促進事業」が実施されたが、それには「障害児4名以上の受入れ」から補助の対象となる条件があった。その後2003年には「障害児2名以上の受入れ」に、2006年には人数による条件が撤廃されるなど、徐々に緩和されていった。そして、2008年度から、補助金の額が増加し、市町村への補助金として、指導員1人分の人件費が補助されることとなった。これにより、正式に専門的な知識を有する指導員を配置することが可能となった。2015年度には、障害児を5人以上受け入れる場合は、2人分の補助金が支給されるようになり、さらに2017年度からは3人以上受け入れる場合に支給とその範囲が拡充された。以上のように、障害児の受入れの促進だけでなく、指導員（支援員）の配置という面においても、充実されるようになった。

### 3. 放課後児童クラブ運営指針から見る障害のある子どもの支援

放課後児童クラブ運営指針においては、「第3章 放課後児童クラブにおける育成支援の内容」に障害のある子どもへの対応について記述されている。記述内容は表1の通りである。(1) 障害のある子どもの受入れの考え方と(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点で構成されている。(1) 障害のある子どもの受入れの考え方においては、インクルージョンに基づき障害のある子どもを出来るだけ放課後児童クラブで受入れるようにすること、受入れに当たり障害のある子ども及び取り巻く環境の情報を入手するようにすること、放課後等デイサービスとの連携に関して述べられている。(2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点においては、計画的な育成支援や専門機関との連携、虐待防止等について述べられている。以上のことから、これらの大本にある障害者の権利条約に関して把握しておくことが支援員には求められていることが分かる。

表1 放課後児童クラブ運営指針における障害児に関する記述

#### 2. 障害のある子どもへの対応

##### (1) 障害のある子どもの受入れの考え方

- 障害のある子どもについては、地域社会で生活する平等の権利の享受と、包容・参加（インクルージョン）の考え方に立ち、子ども同士が生活を通して共に成長できるよう、障害のある子どもも放課後児童クラブを利用する機会が確保されるための適切な配慮及び環境整備を行い、可能な限り受入れに努める。
- 放課後児童クラブによっては、新たな環境整備が必要となる場合なども考えられるため、受入れの判断については、子ども本人及び保護者の立場に立ち、公平性を保って行われるように判断の基準や手続等を定めることが求められる。
- 障害のある子どもの受入れに当たっては、子どもや保護者と面談の機会を持つなどして、子どもの健康状態、発達の状況、家庭の状況、保護者の意向等を個別に把握する。
- 地域社会における障害のある子どもの放課後の生活が保障されるように、放課後等デイサービス等と連携及び協力を図る。その際、放課後等デイサービスと併行利用している場合には、放課後等デイサービス事業所と十分な連携を図り、協力できるような体制づくりを進めていくことが求められる。

##### (2) 障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点

- 障害のある子どもが、放課後児童クラブでの子ども達との生活を通して共に成長できるように、見通しを持って計画的な育成支援を行う。
- 継続的な育成支援を行うために、障害のある子ども一人ひとりについて放課後児童クラブでの状況や育成支援の内容を記録する。
- 障害のある子どもの育成支援についての事例検討を行い、研修等を通じて、障害について理解する。
- 障害のある子どもの特性を踏まえた育成支援の向上のために、地域の障害児関係の専門機関等と連携して、相談できる体制をつくる。その際、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用等も考慮する。
- 障害のある子どもの育成支援が適切に図られるように、個々の子どもの状況に応じて環境に配慮するとともに、職員配置、施設や設備の改善等についても工夫する。
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）の理念に基づいて、障害のある子どもへの虐待の防止に努めるとともに、防止に向けての措置を講ずる。

#### 4. 放課後児童クラブにおける発達障害等のある子どもの支援

本章では、放課後児童クラブにおける発達障害等のある子どもの支援についてこれまでに発表された論文を概観する。

小柳津（2019）は、放課後児童クラブにおいては、発達の遅れや障害を疑う行動よりも、仲間同士のトラブルに関わる行動が表われやすく、支援員も着目しやすいと仮定した上で、放課後児童クラブ支援員の属性による子どもの行動の理解の視点や支援の違いについて検討した。質問紙による調査を行った結果、以下のことが示された。放課後児童クラブ支援員が気になる行動として、20代と50代において、「落ち着きがない」「じっとしてられない」が多く挙げられた。また気になる行動として指摘する項目数について、20代が最も多く指摘し、30代が最も少ない指摘項目数であった。次に、経験年数については、1－3年群及び10年以上群で「落ち着きがない」「じっとしてられない」が指摘された。支援については、年齢が高いもしくは経験年数が長い者ほど、多くの支援方策を実施していた。以上のことから、放課後児童クラブ支援員として離職しないような社会的な仕組み作りが放課後児童クラブにおける障害児の支援においては必要となると指摘している。

前嶋（2014）は、障害児サポート体制がまだ確立されていないA町の放課後児童クラブの障害児サポート体制の現状と課題を整理した。各クラブ指導員のリーダーに半構造化面接によるインタビューを実施した結果、以下のことが示された。まず、指導員に対する町側からの支援がなく、また学校との連携についても公的な情報交換が行われていないという状況が指摘された。しかしその中でも指導員は環境づくりに励んでおり、視覚的なスケジュールや道具の掲示が行われていた。次に、指導員の障害児対応の課題としては、個人差が大きく、定期的な情報交換の場の設定と研修の機会を設ける必要性を指導員自身が感じていた。以上のことから、指導員のニーズを把握した上で町等との連携体制の構築がカギとなると考察している。

坂本 (2017) は、放課後児童クラブにおける指導員と発達障害児の相互行為に着目し、支援がどのように行われているかについて調査した。参与観察及び指導員へのインタビューによる調査を行った結果、「予防的対応」という支援の特徴を明らかにした。そしてこの対応を、ルールを破ることにより様々な社会的場面において排除されてしまうことを危惧し、発達障害児がその状況において適切に振る舞えることを目指し行われたと考察した。

小林ら (2018) は、学童保育における障害のある児童に対する作業療法士による支援ニーズについて宮城県にてアンケート調査を行い、作業療法士による支援のあり方について提言した。結果、まずサポート体制については、専門的な知識を有している支援員を配置している施設が22.96%、研修の機会がある施設が81.62%であった。また、相談窓口を有する施設が50.75%、巡回指導のある施設が20.59%であった。作業療法士による支援を必要としている施設は72.29%であった。次に支援員の障害をもつ児童に関する困りごとについて、テキストマイニングによる分析を行った結果、「学校、保護者との連携」「集団の中での対応」「トラブルを起こす児童への対応」「専門的知識を持つ指導員の必要性」のカテゴリが抽出された。作業療法士への希望については、「様子を見た上での具体的なアドバイス」「専門的支援の方法」「問題行動に対するサポート方法」が見出された。本結果から、小林ら (2018) は、研修機会はあるものの巡回相談はまだ少なく、作業療法士などの専門家による支援が重要であることを指摘した。

金谷・赤津 (2012) は、障害児のみを対象とした放課後児童クラブの現状と課題について、通常の放課後児童クラブとの比較から検討した。質問紙による調査もしくは聞き取りによる調査を行った結果、以下のことが示された。まず運営面の課題として、運営費や補助金の問題がみられた。また、指導員の加配が適切に行われていない放課後児童クラブもあることが報告された。次に研修及び巡回相談の仕組みに課題があることが指摘された。金谷・赤津 (2012) は障害児一人ひとりの状況に合わせた適切な対応をしていくためには研修だけでなく巡回相談を受けられる体制整備が重要であると指摘した。

## 5. まとめ

本稿では放課後児童クラブにおける発達障害等のある子どもの支援について現状と課題について整理を行った。放課後児童クラブにおける障害のある子どもの入所は年々増加しており、放課後児童クラブの支援員における障害のある子どもに対する専門性もまた年々求められてきつつあることが分かる。一方で、これまでの先行研究から、支援員に対する専門性の担保のための研修や巡回支援等が不足している現状が浮き彫りになった。放課後児童クラブ運営指針では、保育所等訪問支援、障害児等療育支援事業や巡回支援専門員整備事業の活用が促されている。今後は各自治体におけるこうした巡回支援を年間計画に入れ込んだ支援体制整備を整えていくことが求められる。いくつかの先行研究 (浜谷, 2010; 三山, 2008) において巡回相談のシステム活用に関して検討されており、そうした相談システムに関する先行研究の検討も行う必要があるかもしれない。

また、放課後児童クラブを利用する障害児は、対象とする家庭が日中の保護者の子育てに欠ける家庭であるという共通点から保育所から小学校に就学している子どもが多いと考

えられる。そのため保育所から放課後児童クラブへの情報共有も必要になると考えられるが、これまでこの両施設間の連携に関してはあまり着目されてこなかった（志濃原・浅井・北澤，2021）。障害のある子どもは早期からの一貫した支援が重要であることから、今後保育所と放課後児童クラブの就学期における連携の在り方についても検討が必要である。

さらに、障害児の放課後の場としては放課後等デイサービスの利用率が近年上がっている。しかし一方で放課後等デイサービスは比較的歴史が浅く、また全く新しい事業所が参入している場所も少なくないため、その専門性の確保が大きな課題となっている（齋藤，2019）。障害児は、放課後児童クラブと放課後等デイサービスを併用している子どもも少なくない。支援目標に関する両者の連携の方法や放課後等デイサービスの専門性を活かした巡回支援体制の構築など、今後放課後児童クラブと放課後等デイサービスの関係づくりが障害児の放課後支援における重要なキーとなってくるかもしれない。

#### 引用・参考文献

- 藤本文明・津止正敏編（1988）放課後の障害児—障害者の社会教育—。青木書店。
- 浜谷直人（2010）巡回相談によって保育・教育の場（園・学校）のインクルージョンを実現する連携。発達，31（124），35-42。
- 保坂克洋（2017）発達障害児支援としての「予防的対応」—放課後児童クラブにおける相互行為に着目して—。教育社会学研究，100，285-304。
- 泉宗孝・小池将文・八重樫牧子（2005）岡山県における障害児の放課後生活実態に基づく放課後生活保障に関するニーズ調査。川崎医療福祉学会誌，15，43-56。
- 金谷有子・赤津純子（2012）特別な支援が必要な子どもの学童保育での生活の実態と課題。埼玉学園大学紀要。人間学部篇，12，147-157。
- 川又俊則（2012）放課後児童クラブと学校教育に関する一考察。鈴鹿短期大学紀要，32，51-70。
- 小林隆司・伊藤祐子・牧利恵・石橋裕（2018）障害をもつ児童の学童保育への受入状況と作業療法士に対するニーズ～宮城県2017年アンケート調査より～。日本保健科学学会誌，21（3），136-141。
- 厚生労働省（2015）放課後児童クラブ運営指針。
- 前嶋元（2014）<研究ノート>地方A町の放課後児童クラブにおける障害児サポート体制の現状と課題。小池学園研究紀要，（12），137-146。
- 三山岳（2008）統合学童保育の巡回相談に求められる支援ニーズ：都内のある自治体における学童保育指導員への質問紙調査から。発達心理学研究，19（2），183-193。
- 三好正彦（2009）障害のある子どもたちにとっての学童保育：社会的インクルージョンに向けた可能性。社会福祉学，49（4），52-64。
- 小柳津和博（2019）特別な支援を必要とする子どもの理解と対応に関する研究（2）—放課後児童クラブに在籍する子どもの行動に着目して—。桜花学園大学保育学部研究紀要，（19），59-69。
- 齋藤遼太郎（2019）障害児の放課後活動に関する我が国の動向。おおみか教育研究，22，43-48。
- 志濃原亜美・浅井拓久也・北澤明子（2021）保育所と放課後児童クラブの連携のあり方の研究（1）—支援員へのインタビュー調査を中心として—。秋草学園短期大学紀要，（37），107-123。
- 宋慧珍・伊藤良子・渡邊裕子（2004）高機能自閉症・アスペルガー障害の子どもたちと親の支援ニーズに関する調査研究。東京学芸大学紀要第1部門教育科学，55，325-333。

A study on the support for children with developmental disabilities  
in after-school childcare based on the inclusion.

Ryotaro Saito

**Abstract**

This study is reviewed the published paper and the data of the Ministry of Health, Labor and Welfare for the support for children with developmental disabilities in the after-school childcare. As a result, previous research has suggested that there is a lack of training and consultation to ensure the expertise of support staff. In the future, it will be necessary to establish a support system into the annual plan and consultation in each local government. In addition, it is necessary to consider cooperation with nursery schools in support of school attendance and cooperation with after-school day service.